

1. 改正の概要

会社法施行日(平成18年5月1日)以後のストック・オプション発行法人における法人税の取扱いについて、新法人税法において次のような規定が設けられました。すなわち、内国法人が、個人に対して、役務提供に係る費用の対価として一定の新株予約権を発行したときは、個人において所得税法の規定により給与等課税事由が生じた日に、当該役務提供を受けたものとする旨が定められ、原則として、当該内国法人においてストック・オプション費用の損金算入ができるようになりました。

2. 給与等課税事由が生じる所得について

上記の給与等課税事由が生じる所得とは、新法人税法施行令において、給与所得、事業所得、退職所得および雑所得とする旨が定められました。ストック・オプションに関して、給与所得、事業所得、退職所得または雑所得が生じるのは、いわゆる税制適格ストック・オプション以外のストック・オプション(税制非適格ストック・オプション)が付与される場合であることから、今回の税制改正により損金算入が認められることとなったのは、一定の税制非適格ストック・オプションに関する費用に限定されます。

3. 損金算入時期について

ストック・オプション発行法人におけるストック・オプション費用の損金算入時期は、給与等課税事由が生じた日、すなわち、税制非適格ストック・オプションの付与対象者がそのストック・オプションを行使した日となります。

4. 損金に算入される金額について

新法人税法施行令において、新株予約権の発行が正常な取引条件で行われた場合には、役務提供に係る費用の額は、新株予約権の発行時の時価とする旨が定められたことから、原則として、ストック・オプションの発行時の時価が、損金に算入される役務提供に係る費用の額とみなされることとなります。

なお、ストック・オプションの設計の仕方または付与対象者によっては、税制非適格ストック・オプションを付与する場合であっても、損金算入が認められない場合もありますので、個別案件の検討に際しましては、ご注意下さい。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

パートナー	藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujimoto@jp.pwc.com
	大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
	松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
	飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
	鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
	レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
マネージング・ディレクター	スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
シニア・マネージャー	高木宏	03-5251-2788	hiroshi.takagi@jp.pwc.com
マネージャー	高野公人	03-5251-2698	kimihito.takano@jp.pwc.com
	鈴木宏子	03-5251-2156	hiroko.suzuki@jp.pwc.com
	鈴木俊二	03-5251-2483	shunji.suzuki@jp.pwc.com
	中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
	川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
	マーク・リム	03-5251-2867	lim.marc@jp.pwc.com
	梶原みゆき	03-5251-2520	miyuki.kajiwara@jp.pwc.com
	齋木信幸	03-5251-2570	nobuyuki.saiki@jp.pwc.com
清宮陽二	03-5251-2303	yoji.kiyomiya@jp.pwc.com	